

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の規定について、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

心身障害者を多数雇用する事業所の家屋に対する固定資産税の課税標準の特例の廃止に伴う引用条文の繰り上がり及びバス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設により改正するもの

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にした。